

## 令和5年6月教育委員会会議録

---

### 【会議に付すべき事件】

- 議案第3号 後援名義使用願の承認について  
議案第4号 町議会の議決を経るべき事件の議案について  
議案第5号 町議会の議決を経るべき事件の議案について  
議案第6号 後援名義使用願の承認について  
報告第3号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について  
報告第4号 令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意の専決処分報告について  
報告第5号 令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任の専決処分報告について
- 

### 【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】1件

### 《6月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定  
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定  
小・中学校行事予定

### 《4月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

### 《5月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

---

日 時 令和5年6月9日（金）午後5時00分から  
場 所 役場本館3階 議場

---

### 【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司

統括理事（教育政策監）	吉田 茂昭
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	伊東 浩一
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導参事	杉田 茜
生涯学習推進課長	大屋 真志
生涯学習推進課文化・スポーツ担当参事	立石 則也
図書館長	原田 貴子
書記	藤原 健祐

開会 午後5時00分

岸野教育長                    それでは、本日は傍聴者がおられます。傍聴のほう許可しておりますので、報告させていただきます。

それでは、ただいまから令和5年6月教育委員会定例会を開会します。

本日の署名委員には土屋委員を指名します。よろしくお願ひします。

土屋委員                    よろしくお願ひします。

岸野教育長                    それでは、議事に入ります。

事前配付の議案書1ページ、議案第3号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願ひます。

大屋課長。

大屋課長                    では、事前配付の議案書1ページをご覧ください。

議案第3号「後援名義使用願の承認について（「早寝早起き朝ごはん」の食育講演）」でございます。

令和5年5月1日付で、大阪府健康管理士会会長笠原俊生氏より、「早寝早起き朝ごはん」の食育講演について、当委員会の後援名義使用願があったので、これを承認するというものでございます。本案件は新規の案件としてご審議いただくものでございます。

2ページ、後援承認申請書をご覧ください。

開催日でございますが、令和5年8月27日の日曜日、開催場所は熊取交流センター煉瓦館コットンホールとなっております。

行事の概要でございますが、「早寝早起き朝ごはん」の講演を通じて、生活リズムや食べることが子供の成長とどのように関係しているかを再認識していただくことを目的に開催されるものです。

参加予定人員は100名、参加対象者は、各保育所、幼稚園、小学校低学年及び保護者、関係者となっております。参加者負担はございません。

周知の方法でございますが、大阪府健康管理士会で作成するチラシの配布、12ページにチラシの見本が添付されております。

廃棄物4R等の取組でございますが、ごみが出た場合は分別して処分するということになっております。

3ページから19ページにかけて、会則、事業計画、予算案などがついておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、議案第3号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書20ページ、議案第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」事務局から説明願います。

伊東課長。

伊東課長

それでは、議案第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」ご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとするというものでございます。

内容につきましては、令和5年度熊取町一般会計補正予算(第4号)のうち、教育の事務に関する補正予算についてでございます。

今回の案件の6月議会上程日は、6月13日の予定です。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

議案書の22ページをお開きください。

歳出予算ですが、小学校費の小学校施設整備事業、建築確認等手数料が68万5,000円、測量・設計・監理等委託料が5,904万1,000円でございます。

このたび、中央小学校と西小学校の2校の校舎増築を予定しており、建築確認等手数料というのは、建物を建築設計する際の申請手数料であり、測量・設計・監理等委託料というのは、建物を建築設計する際の設計委託料や地質調査業務費用などであり、いずれも中央小学校と西小学校の2校の費用でございます。

中央小学校と西小学校の増築が必要な理由を説明しますと、この2校は今後の児童数の減少が見受けられないこと、支援学級を必要とする児童が増えていること、さらに、国の施策により小学校の定員が段階的に1学級当たり35人に引き下げられていることなどの理由により教室不足が生じております。教室不足の対応としては、これまで特別教室を普通教室に転用するなどの対応をまいりましたが、これ以上の転用は学校運営に支障を来すと判断し、校舎を増築するものでございます。

増築の規模でございますが、現時点では2校ともそれぞれ4教室分の増築を考えており、普通教室や必要とする特別教室を増築するものでございます。

以上で、議案第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長 以上ですか。

伊東課長 以上です。

岸野教育長 それでは、ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 議案第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認とします。

次に、当日配付の議案書53ページ、議案第5号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長 それでは、議案第5号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」ご説明いたします。

当日配付の議案書53ページになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案については、異論がないものとするものがございます。

議案につきましては、記載のとおり、熊取町公民館条例について、また熊取町文化ホール条例についてという2件でございます。

議会の上程予定日は6月13日の予定となっております。

まず、熊取町公民館条例についてご説明をいたします。

54ページをご覧ください。

条例の提案理由でございますが、令和6年4月の開館に向けて整備中の熊取町公民館について、開館後の施設の設置・管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、公民館条例の全部を改正し、この条例案を提出するというものがございます。

現在の公民館と運営・運用が変わっているところを主にご説明のほうさせていただきたいと思えます。

議案書の57ページをお開きください。

別表第8条関係というところで公民館の使用料を定めております。部屋の構成が変更となりますので、それぞれ新たに使用料を設定するものがございます。先月5月の教育委員会でご説明させていただいたところから、料金の見直し、また時間の区分の変更を行っておりますので、そちらのほうご説明させていただきます。

まず、使用時間についてですが、午後が12時30分から午後2時半まで、30分空けて午後3時から5時、その後30分空けて5時半から7時半、最終8時から10時ということで、それぞれ30分間隔を取らせていただいております。こちらにつきましては、鍵の受渡し、また清掃などの時間が必要というところで空かせてい

ただいたものでございます。

使用の料金ですけれども、それぞれ先月お示しさせていただいたところから変更となっているところがございます。料金を少し安くさせていただいております。文化交流ラウンジについては2,700円から2,000円、午前が2,400円。時間単価で言いますと900円から800円になっております。創作室につきましても、午前1,500円が1,200円、時間単価のところでは500円から400円。文化創造室が、1,800円から1,500円、時間単価で言いますと600円から500円。文化創造室Bが、午前3,000円から2,400円、単価に直しますと1,000円から800円。最後、料理教室が3時間3,900円だったものが1,800円ということで、料理教室についてはたくさん使っていただきたいという思いから、単価のほうを安く変更してございます。

次に、熊取町文化ホール条例ですけれども、58ページをご覧ください。

文化ホール条例につきましても、4月開館に向けて整備中ですが、開館後の施設の設置、管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、現行の町民会館条例を廃止し、新たに熊取町文化ホール条例として提案するものでございます。

内容についてでございますが、59ページをご覧ください。

まず、第1条で設置ということで、町民の文化芸術活動の拠点として、町民に文化芸術に触れる機会を提供し、地域の文化創造を図る目的として、このホールを設置するというものでございます。

第2条では、ホールの名称及び位置ということで、名称が熊取町文化ホール、位置につきましては、これまでの公民館の向かいに建設されるということになりますので、熊取町野田2丁目9番15号ということになっております。

これまで町民会館と主に違うところということで申し上げさせていただきますと、61ページをご覧ください。

中ほど別表第8条関係ホールの使用料のところでございます。ホールの使用料については、これまで割増しなどがございませんでしたが、夜間につきましては4,000円を、午後が1万9,200円、夜間2万3,200円ということで、4,000円それぞれ増額させていただいております。休日についても25%増しということにさせていただいております。

また、その下の備考の2のところですが、営利目的の使用料

のことを書かせていただいております。これまでの町民会館ホールであれば、営利目的であるということだけで5割増しということになっておりましたが、新しいホールでは、入場料の額によって割合を定めております。2,000円を超え4,000円以下の場合は3割、62ページの一番上の(2)4,000円を超える場合は5割増しということになっています。

また、(2)附属設備の使用料ということで、これまで公民館、ホール、町民会館ホールの備品を使用する場合は無償ということになっておりましたが、今回、整備によりまして、専門的な備品なども入りますので、そちらの維持修繕費に充てるということもございますので、それぞれ備品の使用料のほうを他市のホールを参考にしながら設定をさせていただきます。

主なところで言いますと、照明設備、基本的なところの部分は無料になるんですけども、Aセットということで、シーリングライトやフロントサイドライトを使う場合は2,000円。Bセット、それよりもさらに専門的な照明を使う場合は4,000円と、そういったものであったり、63ページに移りまして、楽器その他というところ、グランドピアノを新調させていただきますので、そちらのほうは1台1万円という料金設定のほうをさせていただきます。

これらの使用料についてですけども、備考の1にございますとおり、附属設備の使用料についてはそれぞれの区分で計算のほうするということになりますので、ピアノを1日使う場合は、1日3万円と、そういった形での使用料を頂戴するということになってまいります。

主な内容についてご説明のほうさせていただきました。

以上で、議案第5号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

梶山職務代理

よろしいですか、1つだけ。

岸野教育長

はい。梶山委員。

梶山職務代理 使用時間なんですけれども、例えば午後6時から午後10時という  
ことは、開演時間が6時からということでしょうか。お客さんは、も  
うちょっと前から来られるんですかね。そういった場合はどうなるん  
でしょうか。

岸野教育長 大屋課長。

大屋課長 基本的には、そういった場合は、午後と夜間を押さえていただいて、  
準備などもございますので、そういったご利用をされるケースが多い  
かなと思います。基本的には、超過時間ということで後ろの時間を設  
けているんですけれども、準備等もございますので、6時からという  
ことに、6時から開演ということで、準備が整っていましたらここか  
らということになるんですけれども、よくお使いになられる場合は、  
午後1時5時からもう準備に入られているという利用が多いかなとは  
思っております。

以上です。

岸野教育長 よろしいですか。  
他に質問ございませんか。  
では、議案第5号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」  
承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 議案第5号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認と  
します。

次に、当日配付の議案書64ページ、議案第6号「後援名義使用願  
の承認について」事務局から説明願います。

杉田参事。

杉田(茜)参事 失礼します。

それでは、議案第6号「後援名義使用願の承認について(小学生仕  
事読本「お仕事ノート)」」ご説明申し上げます。

当日配付分の議案書64ページをご覧ください。

令和5年4月26日付で、泉州広告株式会社富岡紀幸氏より小学生

仕事読本「お仕事ノート」について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。

本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものです。

小学生仕事読本「お仕事ノート」は、小学校のキャリア教育の一助となることを目的とし、町内の協賛企業の仕事を紹介する冊子を発行し、各小学校の中学年を対象として合計1,000部を無償で配付するというものです。

発行予定につきましては、65ページ、後援承認申請書にもございますように、2023年（令和5年）11月24日を予定しております。

周知につきましては、冊子の配付をもって行い、4Rの取組にしましては、納品時のごみを減らし、出たごみは分別と持ち帰りを行う旨聞き取っております。

また、66ページから89ページまでは、会社概要や企画書等がございますので、ご参照ください。

以上、議案第6号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認承りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

土屋委員。

土屋委員

教えていただきたいんですけども、これは単年度の事業になるんですか。次年度以降はどんなふうになるのか教えてください。

岸野教育長

杉田参事。

杉田（茜）参事

そちらも泉州広告株式会社にお問い合わせしましたところ、今年度の使用状況を見ながら、泉州広告株式会社さんとしては、来年度以降も継続的に事業を行っていきたい旨、聞き取っております。

土屋委員

分かりました。

岸野教育長

よろしいでしょうか。

土屋委員

はい。

岸野教育長

他に質問ございませんか。

では、議案第6号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第6号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書25ページ、報告第3号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局から説明願います。

伊東課長。

伊東課長

それでは、報告第3号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとして専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年度熊取町一般会計補正予算(第3号)のうち、教育の事務に関する部分についてでございます。

なお、この議案につきましては、去る5月15日、令和5年第1回熊取町議会臨時会に上程し議決を求めたものであり、町議会におきましては、慎重なご審議を賜り、原案どおりご可決いただきましたことをご報告申し上げます。

それでは、議案書の27ページをお開きください。

歳出予算ですが、小学校費の小学校給食事業、給食費補助金が1,351万2,000円。同じく中学校費の中学校給食事業、給食費補助金が688万7,000円でございます。これらは、小中学校の学校給食に関して食料品価格等の物価高騰の影響が令和5年度も予想される中、国から地方創生臨時交付金の増額がこのたび示されたことにより、保護者が負担している学校給食費に対して食材費の物価高騰に相当する部分を補助するものでございます。

補助の対象期間は、令和5年4月から令和6年3月までの12か月

間でございます。

以上で、報告第3号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、報告第3号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第3号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書28ページ、報告第4号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意の専決処分報告について」事務局から説明願います。

吉田統括。

吉田統括理事

では、報告第4号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条、第13条第4項及び第5項の規定により、令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南分小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び同協議会規約、同協議会運営要項について同意するとともに、本町教科用図書採択にあたり同協議会における採択結果を尊重することに同意する。

上記のことについて、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるというものでございます。

この教科用図書採択につきましては、来年度、小学校で使用の教科用図書の採択替えが行われることになってございます。

ご説明させていただきます。

38ページをご覧ください。

38ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律をお示しさせていただいております。その39ページ、第12条をご覧ください。

ここには、採択地区について説明がなされております。「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」。続きまして、第13条の第4項をご覧ください。40ページになります。「第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない」というふうに規定されております。

この採択地区を示したものが、37ページ、大阪府教科用図書採択地区というふうに示されております。その一番下をご覧ください。

泉南郡地区ということで、熊取町、田尻町、岬町、3つの町が郡地区として指定されております。このことによりまして、もう一度40ページお戻りいただきまして、第13条の4項に示されているとおり、2つ以上の市町村の区域が合わさって指定されております3つの町が規定されておりますので、本町、熊取町、田尻町、岬町におきましては、採択協議会を設置して教科書の採択事務を進めなければならないということになります。

この協議会につきましては、当然この協議会を進めていく上で、規約並びに運営要項を定めております。34ページをご覧ください。

こちらに、採択協議会の規約並びにこの規約に基づきどのように運営するかということについての運営要項が定められておりますので、これに基づいて、この規約に同意し、採択事務を進めていかなければならないということになります。

また、協議会を設置させていただいて、熊取町教育委員会は、この採択協議会に対しまして、調査研究を諮問させていただくことになっております。これは、岬町も、あるいは田尻町もそれぞれの教育委員会はこの協議会に諮問し、この採択協議会のほうから答申をいただき、それに基づいて各町がこの教科用図書について、この定例の教育委員会におきまして承認をいただくと、採択するという手続になっております。

そういった中で、第5項、40ページ、第13条の第5項をご覧ください。

「前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」というふうに示されております。つまり、3つの町で構成されているこの採択地区、熊取町、田尻町、岬町は、この協議会によっていただいた答申、これの結果に基づいてそれぞれの教育委員会において教科書を採択するわけですが、この3つの町は、同じ教科用図書を採択しなければならないというのが法律のここに示されているということでございます。

ですから、結果的には、先ほど報告案件のところでお示しさせていただきましたように、本町教科用図書採択に当たっては、この協議会における採択結果を尊重しなければならないということになりますので、事前に、本日の、この教育委員会のほうで専決処分既にさせていただいておりますので、ご報告させていただいて、ご審議いただき、ご承認を賜りたいというふうなことになってございます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、報告第4号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第4号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書45ページ、報告第5号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任の専決処分報告について」事務局から説明願います。

吉田統括。

吉田統括理事

報告第5号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・

中学校教科用図書採択協議会委員の選任の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会規約第8条に基づく委員の選任について、協議し、決定することについて、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

図書の協議委員といたしまして、一ノ瀬由美子教育委員様を選任させていただきます。

議案書の34ページをご覧ください。

この議案書の34ページの第8条「委員は、各町の教育長並びに教育委員会の委員1名及び各町に在籍する小・中学校児童・生徒の保護者1名をそれぞれの所属する教育委員会が任命又は委嘱する」というふうになっておりますので、このたびこの規定に基づきまして、教育委員の一ノ瀬由美子様を選任させていただいたということでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、報告第5号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第5号「令和6年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任の専決処分報告について」承認とします。

一ノ瀬委員、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了しました。

ほかに何かございませんか。

ないようですので、審議を終了します。

(その他報告事項)

岸野教育長

続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

では、順次、事務局から報告願います。  
まずは、「後援名義使用願の承認について」。  
杉田参事、お願いします。

杉田（茜）参事 『後援名義使用願の承認について（キッズマネースクール）P. 90  
より説明』

岸野教育長 では、続きまして、行事予定お願いします。  
吉田統括、お願いします。

吉田統括理事 『小・中学校行事予定P. 91より説明』

岸野教育長 では、続きまして、大屋課長。

大屋課長 『生涯学習推進課事業予定P. 46～P. 47より説明』

岸野教育長 では、続いて図書館。  
原田館長。

原田図書館長 『図書館事業予定P. 48～P. 49より説明』

岸野教育長 報告は以上でしょうか。  
ほかに何かございませんか。  
ないようですので、令和5年6月教育委員会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

---

閉会 午後5時38分

---